

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 三九五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三九五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 三九五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件二件 三九五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三九五
- 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三九五
- 道路の区域を変更する件三件 三九四
- 道路の供用を開始する件四件 三九五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三九六
- 落札者を決定した件二件 三九七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三九六
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三九九

告 示

福島県告示第四百五十四号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和二年七月十七日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
 福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
町 耶麻郡猪苗代	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	八月二十五日 午前10時30分から 午前11時30分まで	中ノ沢体育館
同 郡北塩原村		八月二十六日 午前10時30分から 午前11時30分まで	猪苗代町役場
同 郡磐梯町		八月二十七日 午前9時30分から 午前10時15分まで	北塩原村生涯学習センター
同 郡湯川村		八月二日 午前9時30分から 午前11時30分まで	湯川村役場
同 郡磐梯町		九月一日 午後一時30分から 午後四時まで	磐梯町中央公民館
同 郡湯川村		九月二日 午前九時30分から 午前十一時30分まで	湯川村役場

喜多方市	大沼郡会津美里町	喜多方市
同	同	同
九月一六日 午前九時から 午前一二時まで 午後一時から 午後一時まで	九月一〇日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	九月一〇日 午前九時三〇分から 午前一二時まで
同	同	同
九月一五日 午前一一時から 午前一二時まで	九月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月八日 午後一時三〇分から 午後四時まで
同	同	同
午後二時から 午後四時まで	会津美里町役場 本郷庁舎	会津美里町新鶴 公民館
喜多方市農村婦 人の家	会津美里町役場 本庁舎	会津美里町新鶴 公民館
喜多方市山都体 育館	喜多方市高郷総 合支所	喜多方市山都体 育館
喜多方市塩川体 育館	喜多方市高郷総 合支所	喜多方市山都体 育館

右に掲げる市 町村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	九月二三日から一〇月 二日まで（火曜日、 木曜日、土曜日及び日 曜日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定 所
喜多方市、耶麻郡北 塩原村、同郡磐梯町、 同郡猪苗代町、河沼 郡湯川村及び大沼郡 会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	九月一七日 午後一時三〇分から 午後四時まで	喜多方市松山公 民館
喜多方市、耶麻郡北 塩原村、同郡磐梯町、 同郡猪苗代町、河沼 郡湯川村及び大沼郡 会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	九月一八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分ま で	喜多方市熱塩加 納体育館
喜多方市、耶麻郡北 塩原村、同郡磐梯町、 同郡猪苗代町、河沼 郡湯川村及び大沼郡 会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	午後二時三〇分まで	喜多方市熱塩加 納体育館

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

福島県告示第四百五十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、遠野土地改良区から令和二年六月一日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月九日認可した。
令和二年七月十七日

(計量検定所)

福島県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市小名浜野田字峰岸二
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市三和町下市萱字片岸二二九の一、字松ケ枝一三八の一三、一四〇の二〇、
- 二 指定の目的
字根小屋一四三、一四五、一四七、二八〇の二、二八一
- 三 指定実施要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熊倉町新合字石高山甲二三七二の一、甲二三七二の二、甲二三七二の五、
- 二 保安林として指定された目的
字大広沢甲二三七九の一から甲二三七九の三まで、甲二三七九の五、甲二三七九の七から甲二三七九の一〇まで
- 三 変更後の指定実施要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市上三宮町三谷字三坂ノ下一七九八、一七九九の一、一七九九の二、一八〇

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○から一八一四まで、字山本前一八一五の一、一八一五の二、一八一六、一八一七、一八一七の乙、一八一八から一八二二まで、一八三七から一八三九まで、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四三、一八四四、字壇ノ越一七二九、一七三〇、一七三一の一、一七三二の二、一七三四から一七三六まで、一七四一、一七四二の一、一七四二の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

高橋留吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第三百八十八号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

荒川吉英 長谷川磯次郎 長谷川磯次郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第九十九号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡双葉町大字長塚 字寺内前一〇七番一 地先から 同 郡浪江町大字両竹 字本町三番一 地先まで 双葉郡双葉町大字長塚 字町東九〇番一 地先から 同 郡浪江町大字両竹 字本町三番一 地先まで	変更前 A 七・六〇 四二・二二	A 七・六〇 B 一四・〇〇 五三・〇〇	二、〇八四・六 三、〇八八・〇
	双葉郡双葉町大字長塚	変更後 A 七・六〇		二、〇八四・六

字寺内前一〇七番一地从先から	四二・二	
同 郡浪江町大字両竹字本町三番一地从先まで		
双葉郡双葉町大字長塚字町東九〇番一地从先から	B 一四・〇〇 四二・四	
同 郡浪江町大字両竹字本町三番一地从先まで		三、〇七六・五

(道路計画課)

福島県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長
県道熊の目浜崎線	河沼郡湯川村熊ノ目字亀ヶ代一五九番地先から	変更前 七・〇〇 一三・五		延 (メートル) 五五四・五
	同 郡同 村勝常字村南三番地先まで	変更後 一三・五〇 二二・五		五五四・五

(道路計画課)

福島県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区 間	変更前の変更後	(メートル)	(メートル)
県道広野小高線	双葉郡双葉町大字中野字羽山前六三番二地先から	変更前 A 一四・〇〇 三九・四		一、〇八二・八
	同 郡浪江町大字両竹字原田五七番四地先まで	変更後 A 一四・〇〇 三九・四		一、〇八二・八
	同 郡浪江町大字両竹字原田五六番一四地先から		B 五・〇〇 二二・九	九七三・〇
	同 郡浪江町大字両竹字原田五六番一四地先まで		B 五・〇〇 二二・九	九七三・〇
	同 郡浪江町大字両竹字原田五六番一四地先から		C 六・〇〇 二四・〇	三二七・〇
	同 郡同 町大字両竹字北細田七九番地先まで		C 六・〇〇 二四・〇	三二七・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	一般国道二一四号	供用開始の区間	双葉郡浪江町大字権現堂字町場四七番二地先から同 郡同 町大字権現堂字六反田二番一地先まで	供用開始の期日	令和二年七月十七日
-------	----------	---------	--	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道長塚請戸浪江線	供用開始の区間	双葉郡双葉町大字長塚字町東九〇番一地从先から同 郡同 町大字中野字羽山前五九番一地从先まで	供用開始の期日	令和二年七月十七日
-------	-----------	---------	---	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
-------	---------	---------

県道広野小高線

双葉郡双葉町大字両竹字増田五二番一地从先から同 郡同 町大字両竹字北細田七九番地先まで

令和二年七月十七日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	県道上名倉飯坂伊達線	供用開始の区間	福島市大笹生字川南五番一地从先から同 市大笹生字桜畑三二番三地从先まで	供用開始の期日	令和二年七月二〇日
-------	------------	---------	-------------------------------------	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第四百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 田村市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村三春小野都市計画下水道事業(田村市流域関連 公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成十年三月十三日
- 四 事業施行期間(変更前) 平成十年三月十三日から平成三十五年三月三十一日まで(平成二十七年四月一日から平成二十七年五月二十八日までの期間を除く。)
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成三十年福

(変更後)

平成十年三月十三日から令和七年三月三十一日まで(平成二十七年四月一日から平成二十七年五月二十八日までの期間を除く。)

公告

島県告示第 二百五十六号 の事業地に田村市船引町船引字堰田、
字屋頭清水、字砂子田及び字上田中並びに大越町下大越字上田
の各一部の区域を加える。
同事業地のうち田村市大越町下大越字中田及び大越町上大越
字薬師堂の各一部の区域を変更する。
使用の部分
なし
(下水道課)

公告第 149 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島ロボットテストフィールド用ドローンアナライザーシステム開発業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島ロボットテストフィールド用ドローンアナライザーシステム開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
ciRobotics株式会社 大分県大分市東大道二丁目5番60号
- 5 落札金額
88,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月28日

(産業創出課ロボット産業推進室)

公告第 150 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和2年7月17日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
緩衝ネット設備 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
41,547,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年5月19日

（入札用度課）

公告第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和二年七月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
そうま土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 立谷 秀清

同 大堀 武

同 坂本 正美

同 目黒 清明

同 佐畑 幸一

同 佐藤 保彦

同 堀内 義幸

同 目黒 正一

同 山田 登

同 屋仲 敏行

同 荒 孝市

同 渡部 義明

同 渡邊 精一

同 小野内 善彦

同 齋藤 均

同 齋藤 義雄

同 遠藤 満

同 横山 幸弘

同 下浦 祐一

就任した役員

役別 氏名

理事 立谷 秀清

同 大堀 武

同 佐畑 幸一

同 佐藤 保彦

同 遠藤 壽信

同 久米本 米夫

同 坂本 正美

同 小野内 善彦

住所

相馬市中村字川原町四三番地

同 相馬郡新地町谷地小屋字榎掛田四五番地の一〇

同 相馬市岩子字坂脇七三番地

同 相馬郡新地町杉目字飯樋六番地

同 相馬市成田字大作一六番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市磯部字手ノ沢三二八番地

同 市黒木字町六〇番地の二

同 市日下石字地之内二〇番地

同 市日下石字石橋一〇番地

同 相馬郡新地町大字福田字城ノ内三八番地

同 相馬市中野字北川原八八番地

同 市山上字遠藤一四四番地

同 市程田字朝日前一三一一番地

同 市石上字箒平二三一一番地

同 市新沼字鹿島前二三四番地

同 相馬郡新地町大字福田字大町二二二番地

同 相馬市新田字南城一〇三番地

同 市大坪字山田二四〇番地

住所

相馬市中村字川原町四三番地

同 相馬郡新地町谷地小屋字榎掛田四五番地の一〇

同 相馬市成田字大作一六番地

同 市坪田字八幡前一四八番地

同 市日下石字鳥喰九一番地

同 市日下石字川中子五一一番地

同 市岩子字坂脇七三番地

同 市程田字朝日前一三一一番地

同	堀内 義幸	同	市磯部字手ノ沢三二八番地
同	渡邊 精一	同	市山上字遠藤一四四番地
同	齋藤 義雄	同	市新沼字鹿島前二三四番地
同	齋藤 均	同	市石上字箒平二三一一番地
同	宇佐見 巨和	同	市黒木字町六番地
同	荒 孝市	同	相馬郡新地町大字福田字城ノ内三八番地
同	水戸 樹一	同	郡同 町谷地小屋字新地五九番地
同	橋川 茂男	同	相馬市馬場野字寺内一八五番地の一
同	横山 幸弘	同	市新田字南城一〇三番地
同	河西 仁	同	市大曲字権浪四七番地の一
同	小関 和弘	同	市黒木字町一四番地
同	佐藤 正義	同	相馬郡新地町駒ヶ嶺字大作一八番地の二〇

(農村計画課)

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第二十二条第三項の規定により、令和元年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和二年七月十七日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立 谷 秀 清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組定款第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年6月23日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷 秀 清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
資 産											
流動資産	3,412,199	325			61,722	609,608	692,949	983,450	506,719	540,662	138,838
固定資産					3,528,000	2,325,930	191		1,859,963	25,105,142	4,189,478
繰延資産									1,895		
資 産 合 計	3,412,199	325	0	0	3,589,722	2,935,538	693,140	983,450	2,368,577	25,645,804	4,328,316
負 債											
流動負債	23,140	325					1,646	4,475	79,748	23,795,444	
固定負債	973,750				3,589,722	2,935,538	175,928	29,893	404,334	35,088	3,579,840
負 債 合 計	996,890	325	0	0	3,589,722	2,935,538	177,574	34,368	484,082	23,830,532	3,579,840
資 本											
資本剰余金									1,015,038		
積立金											
利益剰余金	2,415,309						515,566	949,082	869,457	1,815,272	748,476
資 本 合 計	2,415,309	0	0	0	0	0	515,566	949,082	1,884,495	1,815,272	748,476
負 債 ・ 資 本 合 計	3,412,199	325	0	0	3,589,722	2,935,538	693,140	983,450	2,368,577	25,645,804	4,328,316

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入											
負担金	6,668,750	18,419,058	965,010	137,411			257,454	208,609			
掛金	6,762,559	11,742,195	964,999					203,343			
施設収入・商品売上									501,129		
利息及び配当金	464				32,488	2,774	117	185	227	271,420	1
その他の収入	907,255						110,297	42,722	46,133	9,518	53,470
他経理からの繰入金							50,196		70,000		
前年度繰越支払準備金	990,685										
計	15,329,713	30,161,253	1,930,009	137,411	32,488	2,774	418,064	454,859	617,489	280,938	53,471
支 出											
給付	6,431,709										
役員給与							160,564	21,455		17,019	11,759
旅費・事務費							20,209	1,998	4,675	2,487	1,085
商品仕入									503		
飲食材料費									114,882		
委託費							8,906	8,277	16,785	566	
支払利息					32,488	2,774				143,543	34,538
連合会払込金	171,007										3,120
負担金払込金		18,419,058	965,010	137,411							
掛金払込金		11,742,195	964,999								
事務費負担金払込金							114,394				
連合会拠出金	866,875										
老人保健拠出金											
退職者給付拠出金	270										
他経理への繰入金	50,196							70,000			
その他の支出	7,042,201						86,364	310,746	519,204	16,148	14,146
次年度繰越支払準備金	973,750										
計	15,536,008	30,161,253	1,930,009	137,411	32,488	2,774	390,437	412,476	656,049	179,763	64,648
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 206,295	0	0	0	0	0	27,627	42,383	△ 38,560	101,175	△ 11,177